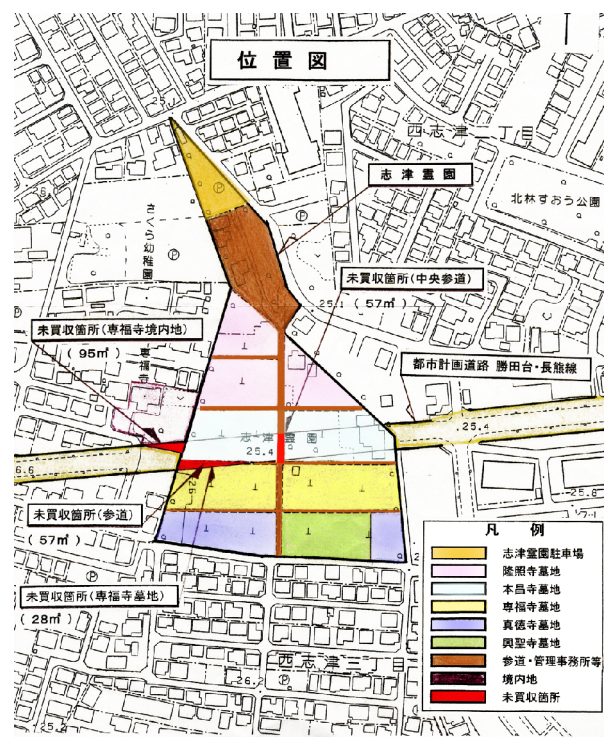


志津霊園問題

国道 16 号線（八千代市勝田台）と国道 51 号（佐倉市長熊）を東西に結ぶ、佐倉市の幹線道路として計画された都市計画道路勝田台・長熊線の内、佐倉市と八千代市の境にある志津霊園関連区間の道路建設にあり、計画線上にある志津霊園本昌寺墓地を移転するため、佐倉市は昭和 63 年に志津霊園墓地移転対策協力会（以下「協力会」という）との間で、道路建設に伴う費用負担協定を締結しました。これに基づき、市は、協力会と昭和 63 年から平成 2 年までの間に、順

次、土地売買契約及び移転補償契約を締結し、総額約 15 億 3 2 0 0 万円を支払いました。しかしながら、協力会による使途不明金発生などにより墓地が移転されず、道路も建設できない状態となり、志津霊園問題となったものです。

その後、平成 7 年 1 月に志津霊園対策室を設置し、「損害の回復」「道路の開通」



← 至 勝田台 至 白井 →

という二つの取り組みを並行して行ってきました。平成 10 年には、民事調停の申し立て、あるいは不明金の返還請求など、継続した取り組みが進められました。「今議会での取り組み」

佐倉市は、志津霊園 5 カ寺の中で、中心となる本昌寺との交渉を段階的に進め、墓地移転に関する「基本合意書」を平成 15 年 5 月 23 日に締結しました。

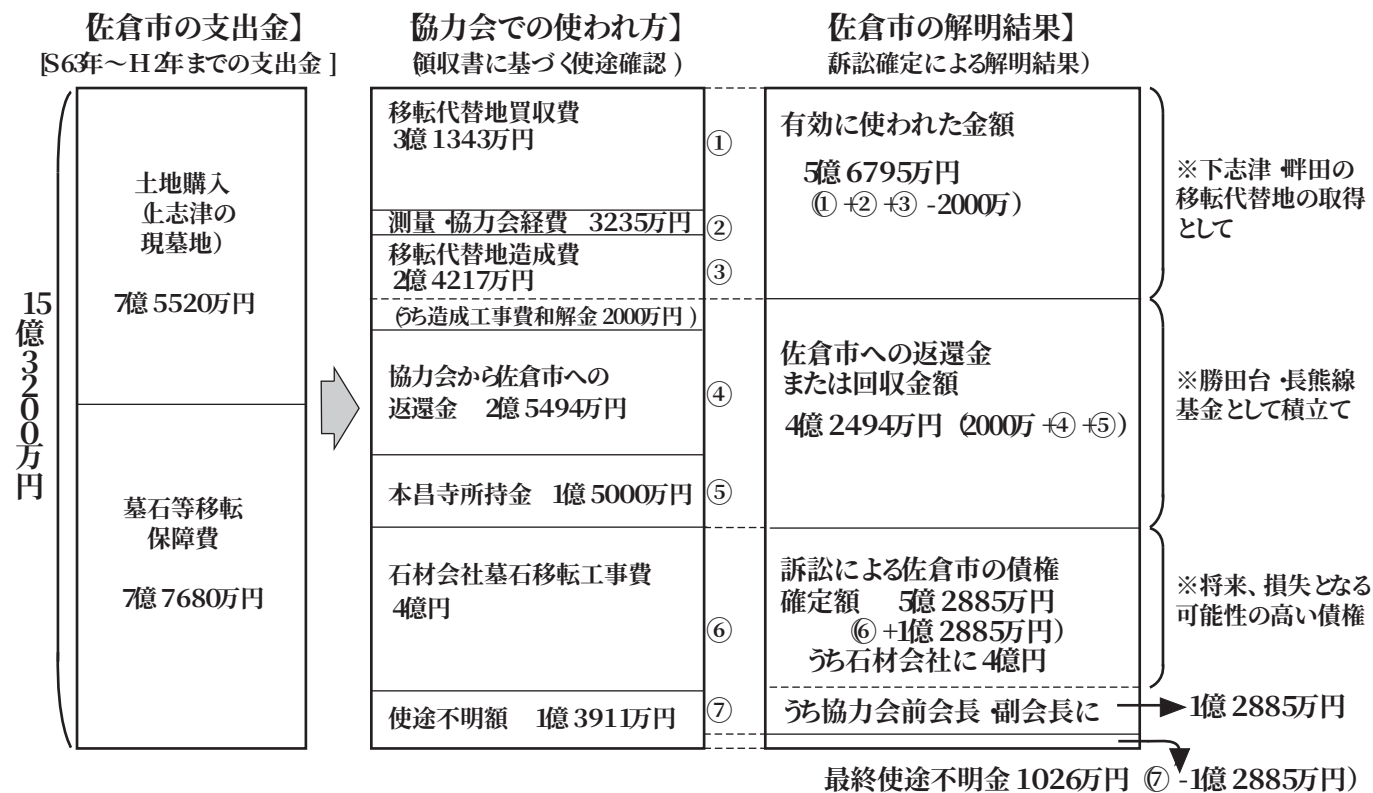
その後、協議を続けて来た結果、市長は本年 11 月議会に「最終合意書案」を上程し、承認されました。

その後、12 月 28 日佐倉市と本昌寺との間で「最終合意書」が締結されました。今回の合意では、過去に使途不明金を発生させた反省から、工事の進捗に応じて佐倉市は、支払いを行うことにしました。

また、最後の 1 割に相当する額を、移転の完了が確認されるまで、支払わないとし、二度と過ちを繰り返さないことをはっきり明記した合意となっています。

過去の支出

15 億 3 2 0 0 万円の流れと使途解明結果



今後の支出

最終合意を受けて支出する金額

約 6 年間にわたり工事の進行に応じて支払っていく。）

12 月議会に提案された合意案にある 1 3 億円の内訳

下志津 畔田の移転先造成費相当の補償費	1 億 3 千万円
本昌寺と墓地使用者への移転補償費	5 億 7 千万円

※今後、志津霊園にある 4 か寺へ上記以外の補償費もある。

霊園問題経緯

- S 4 0 ・ 3 ■ 志津霊園に至る道路の都市計画決定
- S 5 7 ・ 1 0 ■ 市が本昌寺と志津霊園本昌寺墓地移転交渉に着手
- S 6 3 ・ 6 ■ 市と協力会は、墓地移転に伴う 費用負担協定」を締結市からの補償費 1 5 億 3 2 0 0 万円（
- H 4 ・ 1 2 ■ 市は、市議会へ補償費の追加要求等について報告 志津霊園問題となる）
- H 5 ・ 6 ■ 市議会が 市政執行に係る調査特別委員会「98 条委員会を設置（22 回開催）
- H 6 ・ 6 ■ 市は、協力会前会長、前副会長を業務上横領容疑で刑事告発
- H 6 ・ 7 ■ 市議会が 志津霊園移転問題調査特別委員会「百条委員会」を設置（19 回開催）
- H 7 ・ 1 ■ 志津霊園対策室を設置
- H 7 ・ 6 ■ 市議会が、志津霊園調査特別委員会」を設置（11 回開催）
- H 7 ・ 6 ■ 市長と本昌寺住職が面会
- H 8 ・ 9 ■ 市は、本昌寺と共に墓地使用者に対する全体説明会」を開催し、併せて墓地移転に対する意向調査を行う
- H 9 ・ 6 ■ 市と本昌寺は、墓地移転に関する 基本確認書「早期開通と下志津 畔田を移転先とする」を締結
- H 9 ・ 9 ■ 市は 都市計画道路勝田台 長熊線志津霊園関連区間建設基本計画」を策定
- H 1 0 ・ 1 ■ 市は、墓地移転問題を円満に解決するため、本昌寺に対する土地明渡民事調停を東京簡易裁判所申し立てる（調停 24 回開催）
- H 1 0 ・ 1 1 ■ 調停委員会から市と本昌寺に対して「部合意確認案」が勧告される
- H 1 0 ・ 1 2 ■ 市議会で、「部合意確認案」の議案否決
- H 1 3 ・ 6 ■ 土地明渡民事調停が不成立
- H 1 3 ・ 8 ■ 本昌寺との任意交渉を再開
- H 1 5 ・ 5 ■ 市と本昌寺は、勝田台 長熊線建設及び本昌寺墓地移転に関する 基本合意書」を締結
- H 1 5 ・ 7 ■ 本昌寺は、墓地使用者から墓地移転に関する本昌寺への 委任状」の取得作業を開始
- H 1 6 ・ 3 ■ 2 月定例市議会において、議員発議による都市計画道路勝田台 長熊線志津霊園関連区間の建設にあつての決議」が賛成多数により可決
- H 1 6 ・ 6 ■ 市議会において①墓地移転代替地造成工事費用算定のための調査費用、②墓地移転補償費用算定のための調査費用の補正予算が可決される
- H 1 7 ・ 8 ■ 墓地移転に関する調査のうち、②墓地移転補償費用算定のための調査が完了
- H 1 7 ・ 1 2 ■ 墓地移転に関する調査のうち、①墓地移転代替地造成工事費用算定の調査が完了
- H 1 8 ・ 1 0 ■ 10 月末時点で、本昌寺墓地使用者 3 7 9 名中委任状」提出者 3 1 0 名、同意書」提出者 4 7 名合計 3 6 6 名（9 6 ・ 6 %）
- H 1 9 ・ 1 0 ■ 10 月 1 日に 都市計画道路勝田台 長熊線志津霊園区間の道路の早期開通を求める決議」が市議会で可決
- H 2 0 ・ 1 ■ 市長が 1 月 8 日に本昌寺に申入れ①市が負担できる金額の最大値は移転補償費約 5 億 7 8 0 0 万円 移転代替地造成費約 7 億 3 0 0 0 万円合計 1 3 億 8 0 0 万円②本昌寺の要求を撤回し、市の考えを了解すること③了解しない場合は土地収用法の手続きを進める
- H 2 0 ・ 1 ■ 1 月 2 5 日、本昌寺から佐倉市に対して、佐倉市の提案に同意し最終合意書に向け墓地移転作業に入る同意書が提出
- H 2 0 ・ 6 ■ 6 月の議会にて墓地移転補償費積算業務委託と測量委託等の補正予算可決